

一時的な土石の堆積

区域	特定盛土等規制区域			
対象規模	例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等			
	要件 ⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 ～高さが 5m 又は面積が 1,500㎡ を超えないもの イメージ図 	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 ～ 3,000㎡ となるもの 		
手続き	届出			
法令	第27条第1項 第3条（政令で定める土地の形質の変更）			
規則	第8条第9号（除外規定） 第58条第2項			
鑑	別記様式第20			
添付書類	一 次の表に掲げる図面			
	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	
	位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	備考
	地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	五百分の一以上	
	四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真			
	五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類			
	六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類			
	イ 登記事項証明書 □ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類			
前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類				